

有明工業高等専門学校 技術職員 募集要項

有明工業高等専門学校では、九州地区国立大学法人等職員採用試験第一次試験合格者を対象に、下記のとおり職員を募集いたします。

記

1. 採用予定職種等

- (1) 職 種： 技術職員（試験区分：「化学」、「物理」又は「生物・生命科学」）
- (2) 雇 用 形 態： 常勤職員（期間の定めなし）
- (3) 採用予定人数： 1名
- (4) 採用予定日： 令和9年4月1日

2. 職務内容

有明工業高等専門学校の技術部において、以下の業務を行う。

- (1) 本科及び専攻科の化学、物理、生物・生命科学系の実験、演習等における業務支援、技術支援、学生指導、ならびに関係機器の管理、整備等に関すること
- (2) 研究産学官連携に関すること
- (3) 地域連携に関すること
- (4) その他、技術部の活動・運営に関すること

3. 応募資格

令和8年度九州地区国立大学法人等職員採用試験（試験区分：「化学」、「物理」又は「生物・生命科学」）の第一次試験合格者

ただし、以下のいずれかに該当する者は試験を受けられません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 懲戒解雇又はこれに相当する処分を受けたことのある者で、その処分の日から2年を経過していない者
 - ③ 日本国内における活動に制限のない在留資格を有しない者
- ※ 応募資格がないこと又は応募書類に虚偽の記載があることが判明した場合は、採用を取り消します。

4. 選考方法

面接選考（適性検査、個人面接を予定）

5. 応募手続

(1) 応募書類…各1部

① 履歴書（本校所定様式に限る）

※ 履歴書は、本校HP（以下URL）から「(職員公募)○履歴書様式(技術職員)」をダウンロードして使用してください。（文書作成ソフト利用可）

<https://www.ariake-nct.ac.jp/teacher-applicants>

② 「3. 応募資格」を満たしていることを示す合格通知書（マイページのレター）の写し

(2) 応募期限

令和8年8月17日（月）17時まで【必着】

※ 封筒に「技術職員応募書類在中」と朱書きのうえ、簡易書留で郵送してください。

※ 持参可。持参の際は、「13. 本件担当・応募書類郵送先」まで、事前に電話連絡をお願いします。

※ 応募後に辞退する場合は、「13. 本件担当・応募書類郵送先」のメールアドレスにご連絡ください。

6. 選考日

令和8年8月24日（月）～28日（金）

「5. 応募手続き」（2）の期限までに応募のあった方に対し、詳細を通知します。

7. 選考結果

選考終了後、電子メール又は文書により通知します。

8. 給与等

(1) 給与

基本給は、規則に基づき、学歴や職歴に応じて決定します。(例:大学新卒 232,000 円)

(2) 諸手当

期末手当・勤勉手当(いわゆるボーナス)が支給されるほか、要件を満たす場合は各種手当(通勤手当、住居手当、扶養手当 等)が支給されます。

9. 勤務時間等

(1) 勤務時間

1日7時間45分勤務(原則、8時30分～17時00分で休憩時間45分)

(2) 休日

原則、土曜日・日曜日・祝日・年末年始ですが、学校行事等の際には休日出勤となる場合があります。

(3) 休暇等

年次有給休暇等の制度は、「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則」によります。

(4) 試用期間

採用の日から6か月は試用期間とし、試用期間中において正規の職員とすることを不適当と認めたときは解雇することがあります。

(5) その他

その他教職員の就業に関する事項は、「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則」によります。

10. 福利厚生

文部科学省共済組合に加入し、短期給付事業(健康保険等に該当)、長期給付事業(年金に該当)、その他福祉事業(積立貯金等)を受けることができるほか、雇用保険、労災保険にも加入します。

11. 勤務地

当初の勤務地は、有明工業高等専門学校となりますが、キャリア形成の一環として、他の国立高等専門学校、国立大学法人、独立行政法人等へ転勤又は出向を命じることがあります。

12. その他

(1) 経費

選考にかかる全ての経費(郵送料、旅費を含む)は、応募者の負担となります。

(2) 個人情報

応募者から取得する個人情報は、本選考のためのみに利用するものであり、本試験に関係のない第三者への提供及び公表は一切いたしません。

(3) 応募書類の返却

応募書類等は返却いたしません。

(4) 選考結果に関する照会

選考結果に関する一切の照会には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(5) 業務従事に当たっては、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となる場合があります。

(6) 特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じることとなる可能性があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

(7) このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

1 3. 本件担当・応募書類郵送先

〒836-8585 福岡県大牟田市東萩尾町 150

有明工業高等専門学校 総務課人事労務係

TEL : 0944-53-8612

MAIL : soujin-staff☆ml.ariake-nct.ac.jp ※☆は半角の@に置き換えてください。

※ 就業規則等については、以下をご参照ください。

就業規則等（独立行政法人国立高等専門学校機構）

<https://www.kosen-k.go.jp/release/independence>

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。